

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福知山市長

公表日

令和8年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③受給者管理 ④保険給付管理 ⑤個人情報管理 ⑥共通情報管理 ⑦地域支援事業の実施・運営 ⑧保険者事務共同処理業務 ※当市では、「⑧保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。
③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 中間サーバーコネクタ (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 標準準拠システム(福祉系) (7) サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) (8) 申請管理システム(ぴったりサービス) ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル、介護調定情報ファイル、介護保険登録所得情報ファイル、関連宛名情報ファイル、期割結果集約情報ファイル、給付額減額情報ファイル、居宅サービス計画情報ファイル、共同受給者異動累積情報ファイル、減免猶予情報ファイル、後期高齢者異動データファイル、口座情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表集計情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表明細情報ファイル、高額介護サービス費給付判定結果情報ファイル、高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書情報ファイル、高額介護サービス費申請者台帳情報ファイル、国民健康保険異動データファイル、支払方法変更情報ファイル、施設入所情報ファイル、事業者情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、受給者異動累積情報ファイル、受給負担減免情報ファイル、住民税賦課1情報ファイル、住民税賦課2情報ファイル、償還連絡票ファイル、世帯構成情報ファイル、生活保護受給情報ファイル、送付先情報ファイル、調定収納情報ファイル、特記事項情報ファイル、特徴交換情報基本ファイル、特徴突合情報ファイル、二次審査情報ファイル、認定申請情報ファイル、被保険者情報ファイル、福祉年金受給者情報ファイル、保険料情報ファイル、被保険者ファイル、住所地特例情報ファイル、受給者基本情報ファイル、受給者基本情報(最新)ファイル、負担割合ファイル、高額合算(給付)ファイル、高額合算(総合)ファイル、被保険者資格情報ファイル、受給者関連情報ファイル、自己負担額(給付)ファイル、自己負担額(総合)ファイル、住宅改修承認申請書ファイル、福祉用具支給申請書ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部高齢者福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7013
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバーを活用した照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福知山市情報セキュリティポリシーを遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、書類の施錠保管等の物理的安全管理措置や研修等への参加による技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 1. ②事務の概要	介護保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③受給者管理 ④保険給付管理 ⑤個人情報管理 ⑥共通知報管理 ⑦地域支援事業の実施・運営	介護保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③受給者管理 ④保険給付管理 ⑤個人情報管理 ⑥共通知報管理 ⑦地域支援事業の実施・運営 ⑧保険者事務共同処理業務	事後	
平成27年12月25日	I 1. ③システムの名称	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム	事後	
平成29年9月22日	I 1. ②事務の概要	介護保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③受給者管理 ④保険給付管理 ⑤個人情報管理 ⑥共通知報管理 ⑦地域支援事業の実施・運営 ⑧保険者事務共同処理業務	介護保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②介護保険料の賦課・徴収 ③受給者管理 ④保険給付管理 ⑤個人情報管理 ⑥共通知報管理 ⑦地域支援事業の実施・運営 ⑧保険者事務共同処理業務 ※当市では、「⑧保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成29年9月22日	I 1. ③システムの名称	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム ※「(6)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
平成29年9月22日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第68項、平成26年内閣府総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項 別表第一 68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成29年9月22日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の第93、94、95項、平成26年内閣府総務省令第7号第46、47条	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、119、120 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	事後	
平成29年9月22日	I 7. 請求先	市長公室秘書課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年5月16日	I 5. ②所属長	高齢者福祉課長 小 田 浩 二	高齢者福祉課長 柴 田 みどり	事後	
平成30年5月16日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月30日	I 1. ③システムの名称	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム ※「(6)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム (8)福祉系基幹業務支援システム ※「(6)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成30年11月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成30年11月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年11月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 5. ②所属長の役職名		課長	事後	
令和1年5月31日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年5月31日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV 1. ～9.		(新設)	事前	
令和2年3月31日	I 1. ③システムの名称	(1)介護保険システム (2)市町村基幹業務支援システム 収納・滞納 (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)伝送通信ソフト (7)滞納管理システム (8)福祉系基幹業務支援システム ※「(6)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)統合宛名システム (5)伝送通信ソフト (6)福祉系基幹業務支援システム ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
令和2年3月31日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル、介護調定情報ファイル、介護保険登録所得情報ファイル、関連宛名情報ファイル、期割結果集約情報ファイル、給付額減額情報ファイル、居宅サービス計画情報ファイル、共同受給者異動累積情報ファイル、減免猶予情報ファイル、後期高齢者異動データファイル、口座情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表集計情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表明細情報ファイル、高額介護サービス費給付判定結果情報ファイル、高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書情報ファイル、高額介護サービス費申請者台帳情報ファイル、国民健康保険異動データファイル、支払方法変更情報ファイル、施設入所情報ファイル、事業者情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、受給者異動累積情報ファイル、受給負担減免情報ファイル、住民税賦課1情報ファイル、住民税賦課2情報ファイル、償還連絡票ファイル、世帯構成情報ファイル、生活保護受給情報ファイル、送付先情報ファイル、調定収納情報ファイル、特記事項情報ファイル、特徴交換情報基本ファイル、特徴突合情報ファイル、二次審査情報ファイル、認定申請情報ファイル、被保険者情報ファイル、福祉年金受給者情報ファイル、保険料情報ファイル	宛名情報ファイル、介護調定情報ファイル、介護保険登録所得情報ファイル、関連宛名情報ファイル、期割結果集約情報ファイル、給付額減額情報ファイル、居宅サービス計画情報ファイル、共同受給者異動累積情報ファイル、減免猶予情報ファイル、後期高齢者異動データファイル、口座情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表集計情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表明細情報ファイル、高額介護サービス費給付判定結果情報ファイル、高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書情報ファイル、高額介護サービス費申請者台帳情報ファイル、国民健康保険異動データファイル、支払方法変更情報ファイル、施設入所情報ファイル、事業者情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、受給者異動累積情報ファイル、受給負担減免情報ファイル、住民税賦課1情報ファイル、住民税賦課2情報ファイル、償還連絡票ファイル、世帯構成情報ファイル、生活保護受給情報ファイル、送付先情報ファイル、調定収納情報ファイル、特記事項情報ファイル、特徴交換情報基本ファイル、特徴突合情報ファイル、二次審査情報ファイル、認定申請情報ファイル、被保険者情報ファイル、福祉年金受給者情報ファイル、保険料情報ファイル、被保険者資格情報ファイル、受給者関連情報ファイル、自己負担額(給付)ファイル、自己負担額(総合)ファイル	事後	
令和2年3月31日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月31日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 3. 法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、 87、88、90、94、95、97、108、109、117、119、120 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、 33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、 87、88、90、94、95、97、108、109、117、119、120 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、 33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 93、94 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	事後	
令和3年9月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	
令和4年12月1日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル、介護調定情報ファイル、介護保険登録所得情報ファイル、関連宛名情報ファイル、期割結果集約情報ファイル、給付額減額情報ファイル、居宅サービス計画情報ファイル、共同受給者異動累積情報ファイル、減免猶予情報ファイル、後期高齢者異動データファイル、口座情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表集計情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表明細情報ファイル、高額介護サービス費給付判定結果情報ファイル、高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報ファイル、高額介護サービス費申請者台帳情報ファイル、国民健康保険異動データファイル、支払方法変更情報ファイル、施設入所情報ファイル、事業者情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、受給者異動累積情報ファイル、受給負担減免情報ファイル、住民税賦課1情報ファイル、住民税賦課2情報ファイル、償還連絡票ファイル、世帯構成情報ファイル、生活保護受給情報ファイル、送付先情報ファイル、調定収納情報ファイル、特記事項情報ファイル、特徴交換情報基本ファイル、特徴突合情報ファイル、二次審査情報ファイル、認定申請情報ファイル、被保険者情報ファイル、福祉年金受給者情報ファイル、保険料情報ファイル、被保険者ファイル、住所地特例情報ファイル、受給者基本情報ファイル、受給者基本情報（最新）ファイル、負担割合ファイル、高額合算（給付）ファイル、高額合算（総合）ファイル、被保険者資格情報ファイル、受給者関連情報ファイル、自己負担額（給付）ファイル、自己負担額（総合）ファイル	宛名情報ファイル、介護調定情報ファイル、介護保険登録所得情報ファイル、関連宛名情報ファイル、期割結果集約情報ファイル、給付額減額情報ファイル、居宅サービス計画情報ファイル、共同受給者異動累積情報ファイル、減免猶予情報ファイル、後期高齢者異動データファイル、口座情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表集計情報ファイル、高額介護サービス費給付対象者一覧表明細情報ファイル、高額介護サービス費給付判定結果情報ファイル、高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報ファイル、高額介護サービス費申請者台帳情報ファイル、国民健康保険異動データファイル、支払方法変更情報ファイル、施設入所情報ファイル、事業者情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、受給者異動累積情報ファイル、受給負担減免情報ファイル、住民税賦課1情報ファイル、住民税賦課2情報ファイル、償還連絡票ファイル、世帯構成情報ファイル、生活保護受給情報ファイル、送付先情報ファイル、調定収納情報ファイル、特記事項情報ファイル、特徴交換情報基本ファイル、特徴突合情報ファイル、二次審査情報ファイル、認定申請情報ファイル、被保険者情報ファイル、福祉年金受給者情報ファイル、保険料情報ファイル、被保険者ファイル、住所地特例情報ファイル、受給者基本情報ファイル、受給者基本情報（最新）ファイル、負担割合ファイル、高額合算（給付）ファイル、高額合算（総合）ファイル、被保険者資格情報ファイル、受給者関連情報ファイル、自己負担額（給付）ファイル、自己負担額（総合）ファイル、住宅改修承認申請書ファイル、福祉用具支給申請書ファイル	事後	
令和4年12月1日		令和3年7月31日 時点	令和4年11月14日 時点	事後	
令和4年12月1日		令和3年7月31日 時点	令和4年11月14日 時点	事後	
令和4年12月8日	I 1. ③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム（収納システム） (2) 番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 福祉系基幹業務支援システム ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータに ついて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1) 市町村基幹業務支援システム（収納システム） (2) 番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 福祉系基幹業務支援システム (7) サービス検索・電子申請機能（びったりサービス） ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータに ついて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月10日	I 1. ③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 福祉系基幹業務支援システム (7) サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータに ついて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 福祉系基幹業務支援システム (7) サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) (8) 申請管理システム(ぴったりサービス) ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータに ついて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I 1. ③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 福祉系基幹業務支援システム (7) サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) (8) 申請管理システム(ぴったりサービス) ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1) 市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2) 中間サーバーコネクタ (3) 中間サーバー (4) 統合宛名システム (5) 伝送通信ソフト (6) 標準準拠システム(福祉系) (7) サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) (8) 申請管理システム(ぴったりサービス) ※「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
令和7年3月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号法第9条第1項 別表 100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和7年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、 87、88、90、94、95、97、108、109、117、119、120 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、 33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 93、94 の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161 の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項	事後	
令和7年3月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年3月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年3月10日	IV 8. 人手を介在させる事務 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	－	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)による変更
令和7年3月10日	IV 8. 人手を介在させる事務 判断の根拠	－	番号連携サーバーを活用した照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)による変更
令和7年3月10日	IV 11. 最も優先順位が高いと 考えられる対策 最も優先順位が高いと考えら れる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)による変更
令和7年3月10日	IV 11. 最も優先順位が高いと 考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)による変更
令和7年3月10日	IV 11. 最も優先順位が高いと 考えられる対策 判断の根拠	－	福知山市情報セキュリティポリシーを遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、書類の施錠保管等の物理的安全管理措置や研修等への参加による技術的安全管理措置を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)による変更
令和7年5月14日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	福祉保健部	健康福祉部	事後	
令和7年5月14日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	市民総務部市民課	市民生活部総務課	事後	
令和7年5月14日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合わせ	福祉保健部	健康福祉部	事後	
令和7年5月14日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和7年3月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月14日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年7月21日	Ⅱ 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年7月21日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	